

## ユニフォーム規定詳細

JFAユニフォーム規定と、ユニフォーム広告掲示申請についてご説明します。

### 1) 「ユニフォーム規定」

ユニフォームとは・・・

公式試合で各チームが着用するシャツ、ショーツ、ソックスの総称です。

第5条及び第9条においては、GKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンドについても言及しています。

※適用除外

日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）【チャレンジリーグは除く】、および日本フットサルリーグ（Fリーグ）のユニフォームについては本規定を適用しません。

※その他

ユニフォーム規定に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとします。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については本協会又は公式競技会主催者の判断に従ってください。

### 掲示項目（必須）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	チーム名※	300 cm以下	チームエンブレムとの併置可
	選手番号	縦 10～15 cm	第4種の選手と身長 150cm未満の選手は適宜縮小可
シャツ 胸	チームエンブレム※	100 cm以下	チーム名との併置可
シャツ 背面	選手番号	縦 25～35 cm	第4種の選手と身長 150cm未満の選手は適宜縮小可

※チーム名・エンブレムのいずれかの表示必須。併置可。

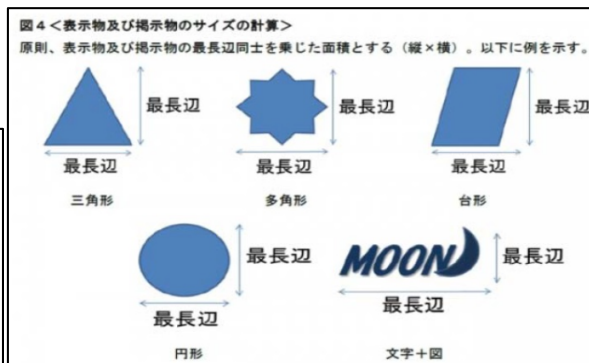
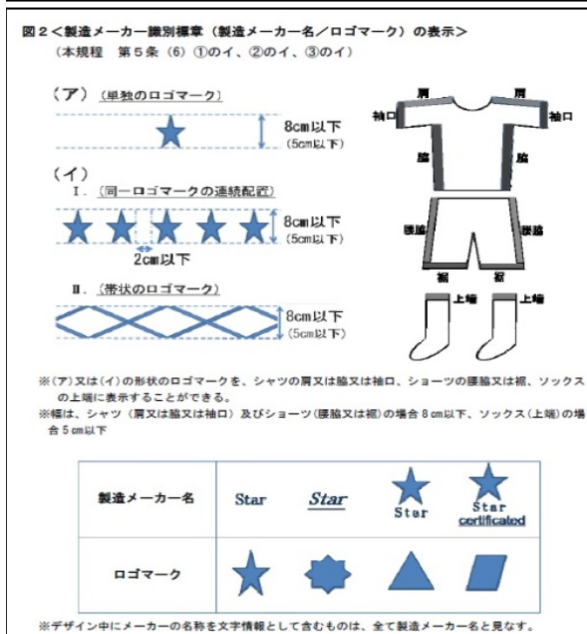
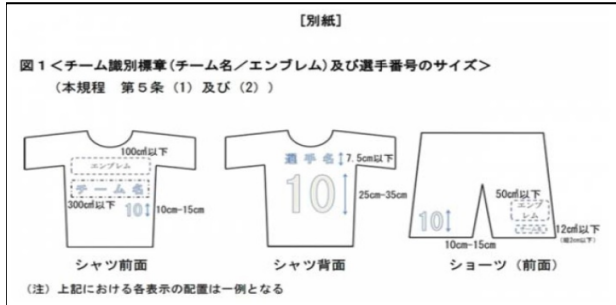
### 掲示可項目（任意）

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	ホームタウン名又は活動地域名	50 cm以下	
	大会マーク	300 cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 胸	製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	
シャツ 背面	選手名	縦 7.5 cm以下	背面の選手番号の上（該当箇所に広告掲示がある場合は選手番号の下）
	チームエンブレム	5 cm以下	シャツ背面の選手番号の中に掲示可
	大会マーク	200 cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 背面裾	大会マーク	150 cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 袖	ホームタウン名又は活動地域名	50 cm以下	
	大会マーク	50 cm以下	公式競技会主催者が指定するもの
シャツ 両肩 シャツ 両脇 シャツ 両袖口	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 8 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
ショーツ 前面	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所 チームエンブレムと併置する場合は左右どちらか同じ側
	チームエンブレム	50 cm以下 300 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所 チーム名と併置する場合は左右どちらか同じ側
	選手番号	縦 10～15 cm	左右どちらかに 1ヶ所
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ背面との併置は不可
ショーツ 背面	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	ショーツ前面との併置は不可
ショーツ 両腰脇 ショーツ 両裾	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 8 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
ソックス	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右 1ヶ所ずつ チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右 1ヶ所ずつ チーム名との併置不可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下 各 10 cm以下	左右 1ヶ所ずつの場合 左右 2ヶ所ずつの場合
ソックス上端	製造メーカーロゴマーク (文字情報は含まない)	幅 5 cm以下	形状は以下のいずれか ・単独のロゴマークを 1ヶ所にのみ配置 ・同一のロゴマークを連続的に配置 ・帯状のロゴマークを配置
GK グローブ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	左右どちらかに 1ヶ所又は両方に 1ヶ所ずつ ※チーム名との併置不可
	選手番号	縦 2 cm以下	
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	各 20 cm以下	左右任意の場所に 1ヶ所ずつ
GK キャップ	チーム名	12 cm以下 (縦 2 cm以下)	チームエンブレムとの併置不可
	チームエンブレム	50 cm以下	チーム名との併置不可
	選手名	縦 2 cm以下	
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	20 cm以下	任意の場所に 1ヶ所
キャプテンアームバンド	「C」「Captain」 「キャプテン」等	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字は可
	製造メーカー名又は 製造メーカーロゴマーク	50 cm以下	キャプテンであることを意味する文字と併置可。 ただその場合は両方合わせて 50 cm以下。

要申請（ユニフォーム広告掲示申請）項目 <申請方法は 2）以降を参照>

掲示する箇所	掲示物	掲示サイズ	備考
シャツ 前面	広告	300 cm <sup>2</sup> 以下	チーム名をシャツ背面に掲示する場合は〔チーム広告〕扱いとなり、申請が必要です。
シャツ 背面		200 cm <sup>2</sup> 以下	
シャツ 背面裾		150 cm <sup>2</sup> 以下	
シャツ 左袖		50 cm <sup>2</sup> 以下	
ショーツ 左前		80 cm <sup>2</sup> 以下	



## 2) ユニフォーム広告掲示申請

ユニフォーム広告掲示申請とは・・・

- ✓ 年度ごとに申請が必要です。
- ✓ 掲示申請箇所は、最大 5ヶ所です。
  - シャツ前面 1ヶ所 選手番号の上部または下部に 300 cmを超えないサイズ
  - シャツ背面 1ヶ所 選手番号の上部または選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その上部に 200 cmを超えないサイズ
  - シャツ背面裾 1ヶ所 選手番号の最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に 150 cmを超えないサイズ
  - シャツ左袖 1ヶ所 50 cmを超えないサイズ
  - ショーツ前面左 1ヶ所 80 cmを超えないサイズ
- ✓ 同一スポンサーであっても、正・副で異なるデザインの掲示をする場合は、それぞれ申請が必要です。
- ✓ 広告内容は『公序良俗に反しない内容』であることが必須条件です。  
また、政治的・宗教的・個人的なメッセージ（チームスローガン含む）を掲出することも禁止されています。判断ができない場合は、J F Aにお問い合わせください。

### 申請方法

- ✓ 書式 書式第 3 - 1 号：ユニフォーム広告申請書  
尚、申請年度のクラブ申請が承認済で、同クラブ内のチームが同箇所と同内容の広告を掲示する場合は「書式 3 - 2 号：ユニフォーム広告申請書（クラブ用）」を使用
- ✓ 必要事項 上記書式に以下の点を記入またはデザイン画等を添付
  - 広告社名 正式名称で記載（例 ×：スバル ○：富士重工業株式会社）
  - 業種 審査時の判断材料となります
  - 広告のサイズ 審査時の判断材料となります
  - 広告掲出料 J F Aにて情報を蓄積しています
  - デザイン 広告の具体的表記については記載、写真またはデータ添付でも可
- ✓ 申請～承認 チームは申請書を完成させ、原本を埼玉県サッカー協会へ提出  
埼玉県サッカー協会にて申請書の内容を確認。不備がなければ承認印押印後 J F Aへ郵送  
J F Aにて審査（不備が見つかった場合は、埼玉県サッカー協会へ差戻し）  
J F Aは承認後、回答書を作成し、チームへ郵送

### 申請料

- ✓ 申請料 1ヶ所（1デザイン）あたり ¥10,000 + 消費税
- ✓ お金の流れ 以下指定口座にチーム名にて申請料のお支払い（入金確認後、J F Aへ申請します）  
《振込先》

## 3) Q &amp; A

## ユニフォーム規定に関するもの

質問	回答
チーム名とエンブレムを併記したい	○ チーム名とエンブレムの併記は可能 ※（ユニフォーム規定参照）
製造メーカーが揃わない	○ 同色で用意できればよい
シャツ背面にチーム名を入れたい	△ 広告として申請→承認を得れば、掲示可能
前面と背面で色が異なるシャツを着用したい	× 前面と背面の色彩は同じでなければいけない
ユニフォームを黒色で作りたい	× 黒色は審判員が着用するカラーのため
チームのスローガンを掲示したい	× 国際評議会の決定により、個人的なメッセージ（チームスローガン含む）は掲示不可
チーム名を略称/別称で掲示したい	× 原則、登録名称のみ可 リーグや大会内にて内諾が取れている場合はこの限りではない
選手名をニックネームで掲示したい	× 原則、登録名のみ可
背番号の中にメーカーロゴを入れたい	× シャツ背面はメーカーロゴを入れてよい箇所ではない ※チームエンブレムは可（ユニフォーム規定参照）
選手番号 0 をつけたい	× 選手番号は 1 ～99の整数のみ使用可
正・副のショーツを兼用してよいか	× 正・副 2 組のユニフォームを用意する
違反した場合、どうなるのか	- 違反掲示は、マスキング措置
アンダーシャツについて	- 競技規則に該当、審判員に判断を仰ぐ

## ユニフォーム広告に関するもの

質問	回答
正・副で異なる広告デザインを掲示したい	○ 正・副それぞれで申請（及び申請料）が必要 ※同じデザインで正・副で色違いのみの場合は 1 申請で可
クラブ内の異なるチームで同一の広告を掲示したい	○ 同一クラブ内の複数チームが、同一の広告を掲示する場合 1 つの申請で承認を得ればよい。（書式第 3 - 2 号を使用） 同一クラブ内のチームであっても、広告が異なる場合はチーム毎の申請とする
ユニフォームに円形広告を掲示したい	△ 広告サイズ(面積)は四角形の最長辺×最長辺で計測する 四角形の面積がサイズ内であれば掲載可 例えば、直径 15 cmの円形広告を付ける場合、 実際の円面積は $3.14 \times 7.5 \times 7.5 = 176.6 \text{ cm}^2$ だが 広告サイズ(面積)は $15 \times 15 = 225 \text{ cm}^2$ となる
t o t o の助成を受けているため掲示義務があるのだが、掲示してよいか	○ <u>広告とはみなさないが、掲示箇所とサイズを確認するため、要申請（受領した旨の回答書を発行する）</u> <u>申請料は不要</u>
未成年チームだが、酒販店広告を掲示したい	× 未成年チームにお酒の広告は不可

◆ 埼玉県シニアサッカー連盟追記事項（O-40/O-50ローカル・ルール）

- ・ユニフォームは正・副2組（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- ・正・副の2色は、明確に異なる色とする。
- ・ユニフォームシャツ、ショーツ、ソックスに関しては同色であれば製造メーカーが異なっても着用を認めるものとする。
- ・経年劣化による色の変色が著しく進んでいる場合、審判員の判断で出場可否を決定する。（視認性重視）
- ・シャツ襟のデザイン（丸首、Vネック、襟付き）が異なっても着用を認める。
- ・シャツのデザインが異なる場合は審判員の判断で出場可否を決定する。（視認性重視）
- ・ショーツ及びソックスもシャツと同様、同等ルール規定とする。
- ・チームエンブレム、チーム名、はチーム全体で統一とする。
- ・背番号、胸番号は、同位置、同色、同フォントを使用するものとする。（チーム統一。但しGKを除く）
- ・腰番号も上記同様だが、有無についてはチーム統一であればどちらでも可とする。
- ・アンダーシャツは、シャツの袖の主たる色と同色、同系色を認め、チーム内混在を認める
- ・アンダーショーツ（スパッツ）の色は不問とする。但し、視認性を著しく阻害する場合、審判員の判断で出場可否を決定する。
- ・アンダータイツは同色、同系色に加え、黒、濃紺の着用も認める。チーム内でのカラー混在は認める。  
但し、視認性を著しく阻害する場合、審判員の判断で出場可否を決定する

・ゴールキーパーのプロテクター着用について認める

- ・ユニフォーム色は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。

※ユニフォームに黒色を採用する場合、ショーツまたはソックスのいずれかに限る

※上記ローカル・ルールの運用において今後調整案件が発生した場合、各リーグ運営委員長経由運営理事会で協議を行う。